

平成19年度 海外障害福祉事情研修団

〈募集要項〉

フランクフルト・ケルン7日間

研修期間 平成19年5月28日(月)～6月3日(日)7日間

研修企画：財団法人日本知的障害者福祉協会

旅行企画・実施：株式会社JTB首都圏品川支店

ごあいさつ

わが国においては、2006(平成18)年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者本人をはじめとした福祉関係者に大きな混乱が生じています。

このような状況を客観的な視点から見つめ直すとともに少しでも状況を改善するため、本協会では、これからの社会保障制度における障害福祉の基本的な考え方や実践方法について、ドイツにおける研修・実地見学を含む7日間の海外福祉事情研修を企画しました。

ドイツの社会保障制度を見ると、1995年よりすべての年齢層の国民を保険料の対象とした介護保険制度を取り入れており、日本でもドイツを手本に介護保険を導入した経緯があります。

障害者施策を見ると、伝統的な施設を中心とした支援を行いつつ、一部地域では施設から地域の住まいへの移行が取り組まれています。その特徴として、①リハビリテーションの重視、②一般就労促進の重視、③福祉的就労の場としての障害者作業所の重視、④当事者代表による参加の重視等の点があげられています。日本において見直しが求められている障害程度の認定は検査ガイドラインにより決定し、10から100まで10刻みで示される障害程度に区分が行われています。よって、日本の施策と類似点の多い国といえます。

研修内容は、ドイツ労働社会省の国家施策等行政担当者から直接、話を聞く機会を予定しています。そして、ケルン公益作業所有限責任会社を訪れ、就労に向けた取り組みや居住施設を見学する予定です。日本の施策においても、就労対策が重視されているところであり、特にドイツの作業所は、マイスターとよばれる専門資格をもつ職員を配置し、一般就労に向けての取り組みがなされ、多くの点で参考にすべきところがあると思われま。

財源確保や障害程度区分等、他国の制度や実践を見ることによって、別の視点から日本を見つめ直すことは、これからの障害福祉のあり方を探求する研修になること間違いなしです。また、現地関係者との意見交換などを通じての文化交流は支援のあり方について改めて問い直す機会となります。

是非、皆様のご参加をお待ちしています。(通訳付! 語学力は不問です)。

財団法人 日本知的障害者福祉協会

参 加 要 項

- ◆旅行期間：平成19年5月28日(月)～6月3日(日)〈7日間〉
- ◆旅行代金：大人お1人様 **345,000円** (2名様1室利用)
1人部屋利用追加代金：38,000円
- ◆募集人員：20名(最少催行人員：15名)
- ◆利用航空会社：日本航空(エコノミークラス)
- ◆利用ホテル：
フランクフルト／メルキュールホテル&レジデンス フランクフルト メッセ
ケルン／メルキュールホテル ケルン イム フリーゼンフィアテル
- ◆食事条件：朝食5回、昼食4回、夕食5回(機内食は含まれません)
- ◆添乗員：全行程同行いたします。
- ◆通訳：3日間の視察先訪問時に同行いたします。

参 加 申 込 要 領

- ◆申込方法：所定の申込書に必要事項をご記入の上、パスポートのコピー(写真のページ)と一緒に下記へFAXにてお申込ください。
- ◆お問い合わせ・お申し込み先：(株)JTB首都圏 品川支店
〒108-0075 東京都港区港南2-14-10 品川駅前港南ビル5階
TEL：03-5796-6025／FAX：03-5796-6026 担当：宮内・斎藤
- ◆申込金送付先：旅行代金などのご請求書は旅行会社(株)JTB首都圏 品川支店よりご案内させていただきます。
- ◆申込締切日：平成19年4月25日(水) ※但し、締切日前であっても、定員になり次第〆切らせていただきます。
- ◆渡航手続きについて：今回の旅行では、旅券(パスポート)の残存期間は帰国時まで必要です。

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	予 定	食 事
1	5月28日 (月)	東京(成田)発 フランクフルト着	13:00 18:00	JL407 専用バス	空路、フランクフルトへ<直行便> 着後、ホテルへ 【フランクフルト泊】	機内 夕:○
2	5月29日 (火)	フランクフルト	午前	専用バス	「連邦知的障害者生活助成協会 (LEBENSILFE)」訪問 *ヨーロッパ最大の知的障害者の支援組織です。	朝:○
		フランクフルト	午後	専用バス	「カリタス事業団(CARITAS)」訪問 *知的障害のある成人の施設を運営しています。 終了後、ケルンへ 【ケルン泊】	昼:○ 夕:○
3	5月30日 (水)	ケルン	午前	専用バス	「ケルン公益作業所有限責任会社(GWK)」訪問 *知的障害のある人を対象とする作業所で、 障害者が社会生活や職場に融和されることを 目的としています。 また、障害者向けアパートも運営しています。	朝:○ 昼:○
		ボン	午後	専用バス	「労働社会省」訪問 *国の行政機関です。 終了後、ケルンへ 【ケルン泊】	夕:○
4	5月31日 (木)	ゲルゼンキルヘン	午前	専用バス	社会福祉機関訪問	朝:○
		ケルン	午後	専用バス	市内視察(●入場 ◎下車 ○車窓) (●大聖堂、◎グロッケンガッセ・4711ショップ、 ○ローマ塔、○市庁舎) 【ケルン泊】	昼:○ 夕:○
5	6月1日 (金)	ケルン	午前	専用バス	出発まで自由行動	朝:○
			午後	専用バス	昼食後、フランクフルトへ 【フランクフルト泊】	昼:○ 夕:○
6	6月2日 (土)	フランクフルト発	夕刻 21:05	専用バス JL408	出発まで自由行動 OP:フランクフルト市内視察 専用バスにて空港へ 空路、帰国の途へ<直行便> 【機中泊】	朝:○ 昼:× 機内
7	6月3日 (日)	東京(成田)着	15:20		成田空港到着後、入国・通関手続き、解散 7日間お疲れ様でした。	

※現地視察先の都合により、訪問先が変更になったり、訪問日、時間が
変更になる場合がございます。

※JL:日本航空 ※OP:オプションツアー

●時間帯の目安

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜
04:00	06:00	08:00	12:00	16:00	18:00	23:00

04:00 06:00 08:00 12:00 16:00 18:00 23:00 04:00

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB首都圏（東京都品川区東品川2-3-11 国土交通大臣登録旅行業第1759号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、FAXにてお送りください。その後、人数分のお申込金請求書をご送付させていただきますので、指定の期日までににお支払いください。
- (2) お申込金は旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金（お1人様） 50,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって7日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。（お1人様）

契約解除の日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

- *旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）
 - *旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料金）
 - *旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
 - *旅行日程に明示した食事（朝食5回・昼食4回・夕食5回）の料金及び税・サービス料金
 - *航空機による手荷物運搬料金
 - *現地での手荷物運搬料金（一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。）
 - *添乗員同行費用
 - *日本国内の空港施設使用料
 - *旅行日程中の空港税・運輸機関の課す付加運賃料金（燃油サーチャージ）
 - *航空保険料
 - *旅行日程に記載した研修・視察の代金（通訳料金・ガイド料金・訪問に際して要する経費）
- これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- *超過手荷物料金
 - *クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
 - *渡航手続関係費用
 - *オプションツアー料金
 - *日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払いたします。

- ・死亡補償金：2500万円
 - ・入院見舞金：4～40万円
 - ・通院見舞金：2～10万円
 - ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円
- （但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から22日目にあたる日より前の場合は「22日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します）
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●旅券・査証について

（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。）

1. 旅券（パスポート）：帰国時まで有効なものが必要です。（入国時90日以上が望ましい）

2. 査証（ビザ）：不要

*現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続等の代行については、販売店（当社）が渡航手続代行料金をいただいております。

●保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

●海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でご確認ください。

●海外旅行保険への加入について

海外において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・ガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、現地視察先より要請があった場合、当社の保有するお客様の個人情報を提供することがあります。この場合、お客様の氏名、お勤め先等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報と土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2007年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2007年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施

JTB首都圏

国土交通大臣登録旅行業第1759号
日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川12-3-11
〒140-8602
旅行業公正取引協議会会員

旅行企画・実施

株式会社JTB首都圏 品川支店

〒108-0075 東京都港区港南2-14-10

TEL.03-5796-6025 FAX.03-5796-6026

営業時間：9:30～17:30（月～金）休業日／土・日曜日、祝日

総合旅行業務取扱管理者：大久保 英男 担当：宮内・斎藤

研修企画

財団法人 日本知的障害者福祉協会・
国際委員会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階

TEL.03-3438-0466 FAX.03-3431-1803